

育児時短勤務手当金請求書

			決定額(共済組合が記入)
			円
組合員番号(職員番号)	地・広島	所属機関の名称	
組合員氏名		所属機関の所在地	
育児時短勤務の開始年月日 及び終了予定年月日	年 月 日 から 年 月 日 まで		
育児時短勤務に係る子の 生年月日	年 月 日		
育児時短勤務を開始する前の 1週間の所定勤務時間	時間 分		
育児時短勤務を開始した月の 標準報酬の等級及び月額	等級	円	
支給対象月※中の1週間の 所定勤務時間	時間 分		
支給対象月※に支払われた 報酬の額	円		
その他の報酬に係る特記事項	通勤手当：有（3か月・6か月・その他（ ））・無 (該当するものに○で囲んでください。「有 その他」の場合は、支給単位期間を記入してください。) 支給額 円(支給日： 年 月 日) 手当:3か月・6か月・その他（ ） (該当するものに○で囲んでください。「その他」の場合は、支給単位期間を記入してください。) 支給額 円(支給日： 年 月 日)		
地共済法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務とは次のとおりです。 (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児時短勤務 (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業 (3) 雇用保険法第61条の12第1項に規定する育児時短就業			
地方公務員等共済組合法施行規程第115条の5の規定に基づき、上記のとおり請求します。 地方職員共済組合広島県支部長 様 年 月 日 請求者 住所 氏名			
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 所属所長 職名 氏名			

※「支給対象月」とは
組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月のまでの期間にある月（その月の初日から
末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業手当金又は介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。）
をいう。

必要事項を記入し、所属所長を経由し速やかに共済組合に提出してください。

(記載にあたっての留意事項)

1. 子の請求書は、育児時短勤務を行った月経過後に、育児時短勤務を行った月ごとに提出してください。
2. 「育児時短勤務終了予定年月日」には、育児時短勤務に係る子が2歳に達することにより育児時短勤務手当金の支給が終了する場合には、当該子の2歳の誕生日の前々日を記載してください。
3. 「育児時短勤務を開始する前の1週間の所定勤務時間」欄は、育児時短勤務に入る前の本来の1週間の所定勤務時間を記載してください。
4. 「育児時短勤務を開始した月の標準報酬の等級及び月額」欄は、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額について記載してください。
5. 「支給対象月中に支払われた報酬の額」欄は、支給対象月に支払われた報酬(臨時のもの及び3か月を超える期間ごとに支払われるものを除く。)の額を記載してください。
なお、通勤手当が数か月分一括して支給される場合は、通勤手当額を支給月数で除して得た額を報酬額に含めてください。
6. 「その他報酬に対する特記事項」欄には、通勤手当がある場合には、支給単位期間、金額及び支払年月日を記入してください。

(添付書類)

1. 育児時短勤務に関する所属機関の長の証明書
2. 支給対象月中の1週間の所定勤務時間及び支給対象月に支払われた報酬の額について所属機関の長又は給与事務担当者の証明書
3. 上記のほか、支部長が特に必要と認める書類